

令和 8 年第 1 回  
大崎市議会臨時会議案

令和 8 年 5 月 1 8 日提出

大 崎 市

## 目 次

報告第 3 号	専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）	1
報告第 4 号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）	2
議案第 5 2 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度大崎市病院事業会計補正予算（第 5 号））	3
議案第 5 3 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度大崎市一般会計補正予算（第 1 2 号））	4
議案第 5 4 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度大崎市市有林事業特別会計補正予算（第 1 号））	12
議案第 5 5 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度大崎市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第 2 号））	14
議案第 5 6 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度大崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号））	16
議案第 5 7 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度大崎市介護保険特別会計補正予算（第 5 号））	18
議案第 5 8 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度大崎市水道事業会計補正予算（第 4 号））	20
議案第 5 9 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度大崎市下水道事業会計補正予算（第 3 号））	21
議案第 6 0 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 8 年度大崎市一般会計補正予算（第 2 号））	22
議案第 6 1 号	専決処分の承認を求めることについて（大崎市市税条例等の一部を改正する条例）	25

議案第 6 2 号	専決処分の承認を求めることについて（大崎市都市計画 税条例の一部を改正する条例）……………	34
議案第 6 3 号	監査委員の選任について……………	38
議案第 6 4 号	工事請負契約の変更契約の締結について……………	39
議案第 6 5 号	工事請負契約の変更契約の締結について……………	40
議案第 6 6 号	工事施行協定の締結について……………	41

## 報告第3号

### 専決処分の報告について

令和8年3月13日，交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて，地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

#### 1 損害賠償の相手方

大崎市内の個人

#### 2 事故の概要

令和7年11月5日午後2時40分頃，本市職員の運転する公用車が，大崎市岩出山字二ノ構地内の駐車場内において駐車しようとした際，後退により出庫しようとした相手方車両と接触し，相手方車両の右後部を損傷させたもの。

#### 3 和解の要旨

事故の主たる原因は，相手方の後方不注意によるものであり，市の過失割合は30パーセントとする。

#### 4 損害賠償の額

18,863円

令和8年5月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

## 報告第4号

### 専決処分の報告について

令和8年3月5日、工事請負契約の変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

#### 1 契約の名称

古川第四小学校校舎大規模改造工事（建築）

#### 2 議決された日

令和6年6月27日

#### 3 変更する金額

（1） 変更前の契約金額	528,000,000円
（2） 変更契約金額	1,348,600円
（3） 変更後の契約金額	529,348,600円

令和8年5月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

## 議案第52号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和8年3月11日、令和7年度大崎市病院事業会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 令和7年度大崎市病院事業会計補正予算（第5号）

第1条 令和7年度大崎市病院事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度大崎市病院事業会計予算第5条の表に次のように加える。

弁護士業務委託料（令和7年（ワ）第1664号損害賠償請求事件）	自 令和7年度 至 事件の終結する 年度まで	損害賠償請求事件に係る代理人契約による額
---------------------------------	------------------------------	----------------------

令和8年5月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

## 議案第53号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和8年3月31日、令和7年度大崎市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 令和7年度大崎市一般会計補正予算（第12号）

令和7年度大崎市一般会計の補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ541,066千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,419,504千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

#### （繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

#### （地方債の補正）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年5月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		676,689	8,970	685,659
	1 地方揮発油譲与税	140,390	△4,310	136,080
	2 自動車重量譲与税	442,040	10,103	452,143
	4 森林環境譲与税	94,258	3,177	97,435
3 利子割交付金		8,369	15,854	24,223
	1 利子割交付金	8,369	15,854	24,223
4 配当割交付金		57,773	28,118	85,891
	1 配当割交付金	57,773	28,118	85,891
5 株式等譲渡所得割交付金		65,782	70,578	136,360
	1 株式等譲渡所得割交付金	65,782	70,578	136,360
6 法人事業税交付金		341,310	△1,248	340,062
	1 法人事業税交付金	341,310	△1,248	340,062
7 地方消費税交付金		3,578,882	37,317	3,616,199
	1 地方消費税交付金	3,578,882	37,317	3,616,199
8 ゴルフ場利用税交付金		11,564	△2,009	9,555
	1 ゴルフ場利用税交付金	11,564	△2,009	9,555
9 環境性能割交付金		88,100	△7,887	80,213
	1 環境性能割交付金	88,100	△7,887	80,213
10 地方特例交付金		137,051	△1,876	135,175
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	14,664	△1,876	12,788
11 地方交付税		18,949,703	264,085	19,213,788
	1 地方交付税	18,949,703	264,085	19,213,788
14 使用料及び手数料		477,243	942	478,185
	1 使用料	407,870	942	408,812
15 国庫支出金		11,652,935	△177,300	11,475,635
	1 国庫負担金	8,044,277	△87,560	7,956,717
	2 国庫補助金	3,515,018	△89,740	3,425,278
16 県支出金		4,677,852	△153,077	4,524,775
	1 県負担金	2,627,684	△28,924	2,598,760
	2 県補助金	1,720,139	△82,259	1,637,880
	3 委託金	330,029	△41,894	288,135

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 財 産 収 入		301,081	1,514	302,595
	1 財 産 運 用 収 入	90,620	△92	90,528
	2 財 産 売 払 収 入	210,461	1,606	212,067
18 寄 附 金		619,514	153,895	773,409
	1 寄 附 金	619,514	153,895	773,409
19 繰 入 金		2,564,695	△713,506	1,851,189
	1 基 金 繰 入 金	2,538,456	△713,506	1,824,950
21 諸 収 入		1,514,953	2,164	1,517,117
	4 雑 入	850,408	2,164	852,572
22 市 債		5,319,500	△67,600	5,251,900
	1 市 債	5,319,500	△67,600	5,251,900
補正されなかった款項に係る額		18,917,574		18,917,574
歳 入 合 計		69,960,570	△541,066	69,419,504

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		8,544,929	△10,637	8,534,292
	1 総務管理費	7,192,429	33,201	7,225,630
	3 戸籍住民基本台帳費	242,533	△1,263	241,270
	4 選挙費	248,291	△42,575	205,716
3 民生費		24,104,234	△289,804	23,814,430
	1 社会福祉費	9,488,762	△147,176	9,341,586
	2 児童福祉費	11,771,384	△91,628	11,679,756
	3 生活保護費	2,836,640	△48,000	2,788,640
	4 災害救助費	7,448	△3,000	4,448
4 衛生費		7,344,768	△11,240	7,333,528
	1 保健衛生費	5,245,566	△11,240	5,234,326
6 農林水産業費		2,170,587	△79,045	2,091,542
	1 農業費	2,030,810	△93,080	1,937,730
	2 林業費	139,777	14,035	153,812
7 商工費		1,763,597	△10,461	1,753,136
	1 商工費	1,763,597	△10,461	1,753,136
8 土木費		7,331,872	△111,835	7,220,037
	1 土木管理費	567,544	△8,991	558,553
	2 道路橋りょう費	2,729,808	△92,514	2,637,294
	3 河川費	548,527	△626	547,901
	4 都市計画費	3,179,014	△2,958	3,176,056
	5 住宅費	306,979	△6,746	300,233
9 消防費		2,453,134	△23,668	2,429,466
	1 消防費	2,453,134	△23,668	2,429,466
10 教育費		6,243,198	△4,376	6,238,822
	1 教育総務費	1,535,261	0	1,535,261
	2 小学校費	535,819	0	535,819
	3 中学校費	461,170	0	461,170
	5 社会教育費	1,678,125	△194	1,677,931
	6 保健体育費	2,029,858	△4,182	2,025,676
11 災害復旧費		60,400	0	60,400
	1 公共土木施設 災害復旧費	51,200	0	51,200
	2 農林水産施設 災害復旧費	9,200	0	9,200
補正されなかった款項に係る額		9,943,851		9,943,851
歳出合計		69,960,570	△541,066	69,419,504

第 2 表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	おおさき暮らし応援事業	20,114
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	個人番号カード交付事務経費	2,750
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当給付事業	28,996
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当追加給付金給付事業	14,000
3 民生費	2 児童福祉費	民間保育施設物価高対応ICT化推進事業	14,004
8 土木費	3 河川費	排水路改良整備事業	10,690

変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう維持補修経費	9,670	24,437
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備道路修繕事業	55,500	56,015
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう新設改良事業	6,500	26,541
10 教育費	6 保健体育費	体育施設改修事業	169,539	210,827

第 3 表 地 方 債 補 正

追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
学校給食施設整備事業	4,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借入れる政府資 金及び地方公共団体金 融機構資金について、 利率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め30 年以内に元利均等償還又は元金 均等償還により償還する。ただ し、融通条件又は財政の都合に より償還年限を短縮し、若しく は低利債に借り換えることがで きる。

変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債 の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債 の 方法	利率	償還 の 方法
庁舎等設備整備事業	109,800	証書借入 又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借入れる政府資 金及び地方公共団体金 融機構資金について、 利率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め30 年以内に元利均等償還又は元金 均等償還により償還する。ただ し、融通条件又は財政の都合に より償還年限を短縮し、若しく は低利債に借り換えることがで きる。	95,500	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ
地域振興施設整備事業	53,400	同上	同上	同上	47,900	同上	同上	同上
施設等除却事業	46,500	同上	同上	同上	45,800	同上	同上	同上
児童保育施設整備事業	63,600	同上	同上	同上	52,500	同上	同上	同上
放課後児童支援施設整備事業	65,700	同上	同上	同上	57,600	同上	同上	同上
水道事業出資事業	4,100	同上	同上	同上	0			

土地改良事業	119,600	同上	同上	同上	119,400	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
観光施設整備事業	216,800	同上	同上	同上	227,500	同上	同上	同上
道路新設改良事業	1,096,200	同上	同上	同上	1,097,600	同上	同上	同上
排水路等整備事業	306,500	同上	同上	同上	305,500	同上	同上	同上
河川等浚渫事業	77,000	同上	同上	同上	76,300	同上	同上	同上
街路整備事業	111,900	同上	同上	同上	112,600	同上	同上	同上
市街地整備事業	217,200	同上	同上	同上	209,800	同上	同上	同上
住宅整備事業	36,700	同上	同上	同上	25,600	同上	同上	同上
消防施設整備事業	104,800	同上	同上	同上	84,200	同上	同上	同上
学校教育環境整備事業	3,100	同上	同上	同上	2,900	同上	同上	同上
中学校施設改修事業	13,700	同上	同上	同上	15,900	同上	同上	同上
体育施設整備事業	410,900	同上	同上	同上	412,400	同上	同上	同上
道路橋りょう災害復旧事業	36,200	同上	同上	同上	33,800	同上	同上	同上
河川施設災害復旧事業	7,500	同上	同上	同上	5,100	同上	同上	同上
都市計画施設災害復旧事業	500	同上	同上	同上	300	同上	同上	同上
農業施設災害復旧事業	3,200	同上	同上	同上	4,600	同上	同上	同上
林業施設災害復旧事業	500	同上	同上	同上	700	同上	同上	同上

## 議案第54号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和8年3月31日、令和7年度大崎市市有林事業特別会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 令和7年度大崎市市有林事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度大崎市市有林事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,379千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,117千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年5月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 支 出 金		16,152	△5,878	10,274
	1 県 補 助 金	16,152	△5,878	10,274
2 財 産 収 入		12,006	△5,441	6,565
	1 財 産 運 用 収 入	206	13	219
	2 財 産 売 払 収 入	11,800	△5,454	6,346
3 繰 入 金		11,837	3,174	15,011
	1 他 会 計 繰 入 金	11,837	3,174	15,011
4 繰 越 金		500	1,187	1,687
	1 繰 越 金	500	1,187	1,687
5 諸 収 入		1	579	580
	1 雑 入	1	579	580
補正されなかった款項に係る額		0		0
歳 入 合 計		40,496	△6,379	34,117

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 造 林 事 業 費		37,610	△6,379	31,231
	1 造 林 事 業 費	37,610	△6,379	31,231
補正されなかった款項に係る額		2,886		2,886
歳 出 合 計		40,496	△6,379	34,117

## 議案第55号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和8年3月31日、令和7年度大崎市奨学資金貸与事業特別会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 令和7年度大崎市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度大崎市奨学資金貸与事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,441千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年5月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 寄 附 金		130	152	282
	1 寄 附 金	130	152	282
補正されなかった款項に係る額		29,159		29,159
歳 入 合 計		29,289	152	29,441

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		4,689	152	4,841
	1 総 務 管 理 費	4,689	152	4,841
補正されなかった款項に係る額		24,600		24,600
歳 出 合 計		29,289	152	29,441

## 議案第56号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和8年3月31日、令和7年度大崎市後期高齢者医療特別会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 令和7年度大崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和7年度大崎市後期高齢者医療特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14,680千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,819,093千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年5月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		1,408,320	4,062	1,412,382
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	1,408,320	4,062	1,412,382
3 繰 入 金		414,382	△18,742	395,640
	1 他 会 計 繰 入 金	414,382	△18,742	395,640
補正されなかった款項に係る額		11,071		11,071
歳 入 合 計		1,833,773	△14,680	1,819,093

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		1,800,424	△14,680	1,785,744
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	1,800,424	△14,680	1,785,744
補正されなかった款項に係る額		33,349		33,349
歳 出 合 計		1,833,773	△14,680	1,819,093

## 議案第 57 号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和 8 年 3 月 31 日、令和 7 年度大崎市介護保険特別会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 令和 7 年度大崎市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度大崎市介護保険特別会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 300,591 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,457,317 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

#### （債務負担行為の補正）

令和 8 年 5 月 18 日提出

大崎市長 中 島 源 陽

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 財 産 収 入		1,206	△25	1,181
	1 財 産 運 用 収 入	1,206	△25	1,181
7 繰 入 金		2,227,882	△300,566	1,927,316
	2 基 金 繰 入 金	300,566	△300,566	0
補正されなかった款項に係る額		11,528,820		11,528,820
歳 入 合 計		13,757,908	△300,591	13,457,317

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		12,906,082	△300,566	12,605,516
	1 介 護 サービス等諸費	11,877,675	△271,566	11,606,109
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	493,314	△29,000	464,314
4 基 金 積 立 金		1,206	△25	1,181
	1 基 金 積 立 金	1,206	△25	1,181
補正されなかった款項に係る額		850,620		850,620
歳 出 合 計		13,757,908	△300,591	13,457,317

## 議案第58号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和8年3月31日、令和7年度大崎市水道事業会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 令和7年度大崎市水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和7年度大崎市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度大崎市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業費用	4,030,149 千円	35,261 千円	4,065,410 千円
第1項 営業費用	3,826,581 千円	35,261 千円	3,861,842 千円

第3条 予算第9条中「288,629千円」を「323,890千円」に改める。

令和8年5月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

## 議案第59号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和8年3月31日、令和7年度大崎市下水道事業会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 令和7年度大崎市下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和7年度大崎市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度大崎市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	支 出		
第1款 下水道事業費用	4,681,674千円	33,817千円	4,715,491千円
第1項 営業費用	4,327,828千円	33,817千円	4,361,645千円

第3条 予算第9条第1号中「206,450千円」を「240,267千円」に改める。

令和8年5月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

## 議案第60号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和8年4月3日、令和8年度大崎市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 令和8年度大崎市一般会計補正予算（第2号）

令和8年度大崎市一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,126千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,790,753千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

#### （債務負担行為の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和8年5月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰 入 金		1,960,812	2,126	1,962,938
	1 基 金 繰 入 金	1,960,812	2,126	1,962,938
補正されなかった款項に係る額		62,827,815		62,827,815
歳 入 合 計		64,788,627	2,126	64,790,753

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛 生 費		7,009,687	2,126	7,011,813
	1 保 健 衛 生 費	4,836,649	2,126	4,838,775
補正されなかった款項に係る額		57,778,940		57,778,940
歳 出 合 計		64,788,627	2,126	64,790,753

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
弁護士業務委託料（令和7年(ワ)第109号 所有権確認請求事件）	事件の終結する年度まで	776

## 議案第61号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和8年3月31日、大崎市市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年5月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

(別紙)

## 大崎市市税条例等の一部を改正する条例

(大崎市市税条例の一部改正)

第1条 大崎市市税条例（平成18年大崎市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「，第81条の6第1項」を削り，同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書，第98条第1項」を「第98条第1項」に改める。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め，「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は，軽自動車等に対し，その所有者に課する。

第80条第2項を削り，同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に，「，第1項」を「，前項」に，「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め，同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め，同項を同条第2項とする。

第81条第1項中「軽自動車税の賦課徴収については，買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を「買主を当該」に改め，同条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を「当該」に改め，同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第 8 2 条（見出しを含む。）、第 8 3 条（見出しを含む。）、第 8 5 条（見出しを含む。）並びに第 8 7 条の見出し及び同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 8 7 条第 1 項から第 3 項までの規定中「第 3 3 号の 4 の 2 様式」を「第 3 3 号の 4 様式」に改める。

第 8 8 条の見出し、第 8 9 条（見出しを含む。）並びに第 9 0 条の見出し並びに同条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 9 1 条第 2 項中「第 8 0 条第 3 項ただし書」を「第 8 0 条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 7 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第 7 条の 3 の前の見出し及び同条を削る。

附則第 7 条の 3 の 2 に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第 1 項中「居住年が平成 1 1 年から平成 1 8 年まで又は」を「同法第 4 1 条第 1 項に規定する居住年が」に、「において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同条第 2 項中「附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「附則第 7 条の 3 第 1 項」に改め、同条を附則第 7 条の 3 とする。

附則第 8 条第 1 項中「令和 9 年度」を「令和 1 2 年度」に改め、同条第 2 項中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を削る。

附則第 1 0 条の 2 中「第 1 4 項、第 2 5 項第 1 号イからニまで、第 2 号、第 3 号イからハまで及び第 4 号イからハまで、第 2 8 項、第 3 2 項、第 3 7 項、第 3 8 項、第 4 1 項並びに第 4 2 項、第 1 5 条の 8 第 2 項並びに第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項」を「第 1 3 項、第 2 4 項第 1 号イからニまで、第 2 号、第 3 号イ及びロ並びに第 4 号、第 2 7 項、第 3 1 項、第

35項、第36項、第39項並びに第40項、第15条の8第2項、第15条の9の3第1項並びに第15条の11第1項」に改め、同条の表中

「

法附則第15条第14項
都市再生特別措置法（平成14年法律第2号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項

を

」

「

法附則第15条第13項
都市再生特別措置法（平成14年法律第2号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第13項

に、

」

「

法附則第15条第25項第1号イ	3分の2
法附則第15条第25項第1号ロ	3分の2
法附則第15条第25項第1号ハ	3分の2
法附則第15条第25項第1号ニ	3分の2
法附則第15条第25項第2号	7分の6
法附則第15条第25項第3号イ	4分の3
法附則第15条第25項第3号ロ	4分の3
法附則第15条第25項第3号ハ	4分の3
法附則第15条第25項第4号イ	2分の1

を

法附則第 15 条第 25 項第 4 号ロ	2 分の 1
法附則第 15 条第 25 項第 4 号ハ	2 分の 1

」

「

法附則第 15 条第 24 項第 1 号イ	2 分の 1
法附則第 15 条第 24 項第 1 号ロ	2 分の 1
法附則第 15 条第 24 項第 1 号ハ	2 分の 1
法附則第 15 条第 24 項第 1 号ニ	2 分の 1
法附則第 15 条第 24 項第 2 号	5 分の 3
法附則第 15 条第 24 項第 3 号イ	3 分の 2
法附則第 15 条第 24 項第 3 号ロ	3 分の 2
法附則第 15 条第 24 項第 4 号	4 分の 3

に、

」

「

法附則第 15 条第 28 項
法附則第 15 条第 32 項
法附則第 15 条第 36 項
法附則第 15 条第 37 項

を

」

「

法附則第 15 条第 27 項
法附則第 15 条第 31 項
法附則第 15 条第 35 項
法附則第 15 条第 36 項

に、

」

「

法附則第 15 条第 40 項	2 分の 1
法附則第 15 条第 41 項	4 分の 3

を

」

「

法附則第 15 条第 39 項	3 分の 1
法附則第 15 条第 40 項	4 分の 3

に

」

改め、同表に次のように加える。

法附則第 15 条の 11 第 1 項	3 分の 1
---------------------	--------

附則第 10 条の 3 第 7 項中「附則第 12 条第 16 項」を「附則第 12 条第 17 項」に改め、同条第 8 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改め、同条第 9 項第 4 号中「附則第 12 条第 23 項」を「附則第 12 条第 24 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 25 項」に改め、同条第 10 項第 5 号及び第 12 項第 5 号中「附則第 12 条第 31 項」を「附則第 12 条第 32 項」に改め、同条第 15 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改め、同条第 16 項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条各号に掲げる特別特定

建築物のいずれに該当するかの別

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第44条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し及び同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号及び第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3

の 2 第 1 項」を「及び第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

(大崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 大崎市市税条例の一部を改正する条例（平成 26 年大崎市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条中「の種別割」を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の大崎市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項において「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に旧法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については，なお従前の例による。
- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については，なお従前の例による。

## 議案第62号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和8年3月31日、大崎市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年5月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

(別紙)

## 大崎市都市計画税条例の一部を改正する条例

大崎市都市計画税条例（平成18年大崎市条例第77号）の一部を次のように改正する。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第8項（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第9項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第10項（見出しを含む。）中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則中第23項を第24項とし，第20項から第22項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第19項中「第9項，第13項から第17項まで，第19項，第20項，第24項，第27項，第31項から第33項まで，第36項，第37項，第41項若しくは第44項」を「第8項，第12項から第16項まで，第18項，第19項，第23項，第26項，第30項から第32項まで，第35項，第36項，第40項若しくは第43項」に改め，同項を附則第20項とする。

附則第18項中「附則第12項及び第14項」を「附則第13項及び第15項」に，「附則第12項及び第15項」を「附則第13項及び第16

項」に、「附則第13項、第15項及び第16項」を「附則第14項、第16項及び第17項」に、「附則第15項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第17項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項を附則第14項とし、附則第12項を附則第13項とする。

附則第11項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3） 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築

物のいずれに該当するかの別

附則第 1 1 項を附則第 1 2 項とし，附則第 1 0 項の次に次の 1 項を加える。

(法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項の条例で定める割合)

- 1 1 法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項に規定する条例で定める割合は，3 分の 1 とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き，この条例による改正後の大崎市都市計画税条例の規定は，令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し，令和 7 年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。
- 3 平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については，なお従前の例による。

議案第63号

監査委員の選任について

本市監査委員に別紙の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年5月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

## 議案第64号

### 工事請負契約の変更契約の締結について

令和8年2月26日付けで議決を得た大崎市市民プール大規模改修工事（建築）請負契約の一部を次のように変更し，契約を締結することについて，大崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年大崎市条例第70号）第2条の規定により，議会の議決を求める。

原 契 約 金 額	295,216,900円
変 更 契 約 金 額	13,955,700円
変更後の契約金額	309,172,600円

令和8年5月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

## 議案第65号

### 工事請負契約の変更契約の締結について

令和7年10月2日付けで議決を得た大崎市市民プール大規模改修工事（機械）請負契約の一部を次のように変更し，契約を締結することについて，大崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年大崎市条例第70号）第2条の規定により，議会の議決を求める。

原 契 約 金 額	259,050,000円
変 更 契 約 金 額	16,140,300円
変更後の契約金額	275,190,300円

令和8年5月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽

## 議案第66号

### 工事施行協定の締結について

次のとおり工事施行協定を締結したいので、大崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年大崎市条例第70号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 協定の目的

東北本線田尻・瀬峰間貝ノ堀こ線橋耐震補強補修工事

#### 2 協定の方法

随意契約

#### 3 協定金額

総額 192,009,003円

大崎市負担額 192,009,003円

#### 4 協定の相手方

所在地 宮城県仙台市青葉区五橋一丁目1番1号

名称 東日本旅客鉄道株式会社

執行役員東北本部長 高岡 崇

令和8年5月18日提出

大崎市長 中 島 源 陽